

ドイツ農村社会の苦闘と終焉 ——東プロイセンの世襲財産所領の事例に即して——

加藤 房 雄

I 問題

1 はじめに

マックス・ウェーバーが著した『世襲財産論』（1904年）の資料上の主要な典拠は、「ゲマインデ事典」（1885・1895年）や「土地所有調査」（1878・1892年）と「職業調査」（1882・1895年）さらには「収穫高統計」などのプロイセンならびにライヒによる各種官庁統計である。¹⁾ これらの原資料に依拠して牢固な立論を構築した『世襲財産論』は、研究史上重要な意味を持つ作品であるが、今ここで、その詳細に繰り返し触れることは、すぐのちに見る東プロイセン理解をめぐる新たな論点を除き、ひとまず、控えておきたいと思う。²⁾ 本稿は、わたし自身の「世襲財産論」を彫琢するために必要な通過点の一つとして、プロイセン諸州中の最東端の地、東プロイセン州に世襲財産所領を構えたドーナ（Dohna）・デーンホフ（Dönhoff）両家の個別事例に即して、ワイマル共和制末期からナチズム体制の崩壊に至る時代の「ドイツ農村社会の苦闘と終焉」のひとつこまを描く試みである。わたしは、すでに、両家のうち「ドーナ家」に関しては、同家が辿ったワイマル期ドイツ世襲財産の苦闘の跡を一定程度明らかにしている。³⁾ 本稿では、これに加えて、デーンホフ家の史実にも光を当てて、東プロイセンにおける農村社会の最終盤の実態を追跡してみたい。だが、その前に、ここであらかじめ、ウェーバーの『世襲財産論』において、東プロイセンはいったいどのように取り扱われ、いかなる位置づけを与えられていたか、を簡潔に整理しておきたい。

2 ウェーバーの東プロイセン理解

ウェーバーの眼から見た「フィデイコミスの典型的な地方」⁴⁾ は、シュレージエンにほかなら

¹⁾ Vgl. Max Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen* (1904), in: *Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. I, Schriften und Reden, Tübingen 1998, Bd. 8, S. 125 f. Anm. 28).

²⁾ 『世襲財産論』の重要性については、さしあたり、加藤房雄「ドイツ世襲財産制史小論——ウェーバー論再考——」『立命館経済学』第61巻、第5号、2013年1月、所収、参照。

³⁾ 加藤房雄「ワイマル期ドイツにおける大土地所有の苦闘——『ドーナ家』の事例と『アメリカ債』の意義——」『歴史と経済』第216号、2012年7月、所載、同「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題——『世襲財産廃止法』の意義——」『歴史と経済』第220号、2013年7月、所収、参照。Vgl. Fusao Kato, *Vom Fideikommiss zum Familiengut. Das Beispiel des Sanierungsversuch der Grafschaft Dohna in Ostpreußen*, in: Karl Hardach (Hrsg.), *Internationale Studien zur Geschichte und Gesellschaft*, Frankfurt am Main 2012; ders., *Fideikommiss und Wald in Preußen unter besonderer Berücksichtigung der Auflösung des Waldfideikommisses*, in: *The Hiroshima Economic Review*, Vol. 37, No. 3, March 2014.

⁴⁾ M. Weber, *Fideikommissfrage*, S. 123 Anm. 26).

ない。東プロイセンに言及されるのは、あくまでも、主として、シュレージエンとの対比・対照の関連においてであった。たとえば、こうである。⁵⁾ 東プロイセン州の耕地一ヘクタール当たりの純収益は1892年時点で9.40マルクだったが、男子常雇労働者は、平均日給として1.10ないし1.50マルクを得た。これに対して、シュレージエンのオッペルン (Oppeln) 県の数値は、16.06マルクと0.87~0.95マルクであった。ウェーバーは、賃金と純収益のこうした比較の意味について、一方では、農業家が低賃金を支払ったのは、彼ら雇用主側の劣悪な状況が原因だったわけではなく、たとえどのように逆説的に聞こえようとも、因果連関は、その逆、つまりは、賃金が低かったから彼らの状態まで劣悪だったと見るのが真実に近いと捉えつつ、同時に他方において、農村労働者の「グーツヘルによる搾取への絶対的引き渡し (Auslieferung)」⁶⁾ を問題視する彼は、シュレージエンにおける「法外に低い賃金水準」⁷⁾ を指摘した上で、賃金を引き下げる張本人としての「零細地所有者 Parzellenbesitzer」⁸⁾ もしくは「土地持ちプロレタリアートの危険」⁹⁾ は、シュレージエンに限らず、どこにでも見られると説いたのである。東プロイセンとシュレージエンの対比を論じるウェーバーの所説には、共通性ないしは一致点、そして、異質性または相異の両契機を二つながらに把握する比較地域史研究上の方法論的可能性が潜むと思われるが、それはともかくとして、ここで言及される東プロイセンは、どちらかと言えば、シュレージエンにとりわけ端的に現れる「農業資本主義」¹⁰⁾ の特徴を際立たせるための一種の引き立て役に甘んじていると言ってよい。

だが、以下の含意を読み取らなければならないであろう。純収益の数値から容易に知られるとおり、東プロイセンの農業経営の土地生産性は、シュレージエンに比して、はるかに低い。しかし、それにもかかわらず、東プロイセンの最低額1.10が、シュレージエンの最高値0.95を上回る点から看取されるように、東プロイセンの農業労働者の賃金は、シュレージエンに比べれば高額だった。東プロイセンにおける土地生産性の低さと賃金の相対的高水準は、明らかである。それゆえ、もし、「グーツヘルによる搾取」の程度を、比較地域史の一つの基準として論じることができるとすれば、「資本主義的に変質させられたシュレージエン農業制度」¹¹⁾ 下の労働者の「絶対的引き渡し」とは、何ほどこ異質の、東プロイセンにおける「グーツヘルの搾取」の相対的柔弱性、そして、これとうらはらの関係に立つ、農村労働者状態の相対的良好性という含蓄が、示唆されていると思われるのである。¹²⁾

次に、もう一点、東プロイセンとシュレージエンの対比の仕方を見ておこう。ウェーバーは、100ヘクタール以上の大経営が州内に占める比率と、同じ州での領地区域 (Gutsbezirk) の総面積

⁵⁾ Vgl. M. Weber, Fideikommissfrage, S. 144 Anm. 36).

⁶⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 142 f.

⁷⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 143 f.

⁸⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 144 Anm. 36).

⁹⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 144.

¹⁰⁾ 原語は、der landwirtschaftliche Kapitalismus と Agrarkapitalismus の二種である。Vgl. M. Weber, Fideikommissfrage, S. 93 Anm. 1), 120 Anm. 23), 145, 160 Anm. 53), 170, 175 Anm. 60), 179 Anm. 65), 185 Anm. 68) u. 188. 「古い文化諸国の地における農業資本主義は、今日の状況下ではまさに、『領主的』尊大と『ブルジョア』に似つかわしい黄金欲との渾然一体物になるほかない、との運命を定められている。そして、『中道路線』のわれわれの時代にあつて、農業資本主義は、この二つの欲求をかなえてやろうとする世襲財産立法に、そのすぐれて典型的な表われを示しているのである」。M. Weber, Fideikommissfrage, S. 179 f. Anm. 65).

¹¹⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 136.

を比較し、東プロイセンでは、前者が後者を21.1%上回るのに対して、シュレージエンにあっては逆に、前者が後者を3.7%下回る事実を指摘する。ちなみに、ザクセンとポメルンも、東プロイセン同様、大経営面積占有率の方が高いが、数値上は、40.5%と4.4%という相当な開きを示した。「経済的カテゴリー」と「行政上のカテゴリー」の異同を取り上げるウェーバーは、シュレージエンとポメルンにおいては両者はほぼ一致するが、東プロイセンならびにザクセンでは、その同一性は全く問題にもならず、また、行政上の「騎士農場」と経済・社会的意味におけるそれとの関係は、地域ごとに実に種々様々なのであって、大土地所有と大経営は、騎士農場として聳立するだけではなく、村落内にも現存すると説明するのである。¹³⁾ 東プロイセンに関するウェーバーのこうした指摘は、重要な意味を持つであろう。事実、農業的土地所有 (landwirtschaftlicher Grundbesitz) の総面積1,427.88ヘクタールを数えた点で、「プロイセン・オランダ郡 (Kreis Preußisch Holland) 中の最大の村落」¹⁴⁾ の一つに挙げられるドイチェンドルフ (Deutschendorf) を見ると、第一次大戦以降の時期に、100ヘクタール以上の「農業的土地所有」を持つ大きな農民経営が存在した。104ヘクタール規模のアドロフ (Adloff) 家が、それである。¹⁵⁾ ドイチェンドルフとは、元々、シュロディーエン (Schlodien) 所領を構えたドーナ家配下の「最も古い所有地」¹⁶⁾ で、同家が庇護する教区 (Kirchspiel) として発展したゲマインデだった。シュロディーエン系のドーナ家については後述するが、ともあれ、アドロフ家とは、ハルニツシュ (Hartmut Harnisch) が、19世紀中葉期以降のブランデンブルクのボイツェンブルク (Boitzenburg) 所領について析出した Leopold Coulon と同一の範疇に属する「大農」(Großbauer)¹⁷⁾ あるいは「富農」(der wohlhabendste Bauer)¹⁸⁾ の東プロイセン的存在形態だった点が、重要である。したがって、東プロイセンにおける「大農の社会的類型」¹⁹⁾ を示唆するウェーバーの『世襲財産論』は、前述の「比較地域史」関連とはまた別の点でも、豊かな含蓄に富んでいたと言わなければならない。

このように、東プロイセンは、シュレージエンの特徴を際立たせるだけの単なる脇役的存在としての副次的意味しか持たぬ地域だったわけでは決してない。その重要性は、上に示した二つの含蓄から、おのずと明らかであろう。本稿が、東プロイセンに注目する所以である。だが、『世襲財産論』のウェーバーは、ドイツ「東部の砂地の高地地域 (ポメルン、プロイセン) に位

¹²⁾ 周知のとおり、東プロイセンの農場領主制 (Gutsherrschaft) は、農奴制 (Leibeigenschaft) とは無縁の存在だったし、グーツヘルも、プロイセン立法の施行に先立って、農民解放 (Bauernbefreiung) を自発的に行っている。農村労働者状態の相対的良好性の歴史的背景である。Vgl. Robert Stein, *Die Umwandlung der Agrarverfassung Ostpreußens durch die Reform des 19. Jahrhunderts*, Bd. 1, *Die ländliche Verfassung Ostpreußens am Ende des 18. Jahrhunderts*, Jena 1918; Alexander Fürst zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen eines alten Ostpreußen*, Berlin 1989, S. 135; 北條功『プロシヤ型近代化の研究——プロシヤ農民解放期よりドイツ産業革命まで——』御茶の水書房、2001年、第四章 プロシヤ農民解放の前提、参照。

¹³⁾ Vgl. M. Weber, *Fideikommissfrage*, S. 157 Anm. 51).

¹⁴⁾ *Deutschendorf, Kreis Pr. Holland Ostpreußen. Das älteste Besitztum der Burggrafen u. Grafen zu Dohna in Preußen. Chronik - Geschichte - Dokumentation*, zusammengestellt und bearbeitet von Erich Reuss; herausgegeben von der Kreisgemeinschaft Pr. Holland in der Landsmannschaft Ostpreußen e. V., Mönchengladbach 1993, S. 9 u. 121.

¹⁵⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 122 u. 161.

¹⁶⁾ E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 18.

¹⁷⁾ Hartmut Harnisch, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis 19. Jahrhundert*, Weimar 1968. S. 246 ff.

¹⁸⁾ Heide Wunder, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986, S. 126.

¹⁹⁾ H. Harnisch, *Boitzenburg*, S. 247.

置する慢性的貧窮状態の諸農場²⁰⁾が普及する東プロイセンにおいて、それらの諸農場を「世襲財産は避けている」と捉えたのである。彼が立論を「例証する」²¹⁾ための主たる根拠に挙げるのは、あくまでも、シュレージエンの計17ほどの「世襲財産郡」(Fideikommisskreis)だった。²²⁾有名な世襲財産所有者のタルノヴィツ (Tarnowitz) のヘンケル・ドネルスマルク (Henckel von Donnersmarck) 伯爵 (複数) が当地の「シュタロステン工業」(Starostenindustrie) の「特別な代表者」として、実名で登場するのは、そのためである。²³⁾逆に、「デーホフ家、ドーナ家、レーンドルフ家 (Lehndorffs)」²⁴⁾らによって代表される東プロイセンのおもだった世襲財産所有者は、その「肯定的な経済的意義」²⁵⁾をウェーバーが高く評価した5,000ヘクタール以上の「大世襲財産」²⁶⁾の所有者だったにもかかわらず、自余の世襲財産形成が当地で「避けられた」ゆえとは即断できないにせよ、全く言及されずじまいに終わったのである。本稿は、ウェーバーによっては、どちらかと言えば軽視された観さえある東プロイセンのデーホフとドーナに注目する。

II 東プロイセンの世襲財産——デーホフ家とドーナ家——

1 フリードリヒシュタインのデーホフ家²⁷⁾

デーホフ家の始祖は、ヴェストファーレンの「古貴族」(Uradel) だったことが1282年の古文書により確認される。だが、14世紀以降リーフランド (Livland) に移り住んだ一族にとって、その後の家系の展開は、1381年に死去したヘルマン (Hermann) をもって嚆矢とする。²⁸⁾デーホフ家の個別家族史は、興味深いテーマの一つであるが、ここでは、本稿の問題関心上、検討の時期を、19世紀以降の現代史に限定する。さて、1845年生まれのアウグスト伯爵 (August von Dönhoff) は、1909年に誕生したマリオン (Marion) を末子とするデーホフ家の七人兄妹の父である。彼は、同家の本拠 (Stammsitz) たるフリードリヒシュタイン (Friedrichstein) 所領全

²⁰⁾ Vgl. M. Weber, Fideikommissfrage, S. 118.

²¹⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 133.

²²⁾ Vgl. M. Weber, Fideikommissfrage, S. 127.

²³⁾ Vgl. M. Weber, Fideikommissfrage, S. 134 Anm. 34).

²⁴⁾ Heinrich Lange, Friedrichstein nach 1945, in: Kilian Heck und Christian Thielemann (Hrsg.), *Friedrichstein. Das Schloss der Grafen von Dönhoff in Ostpreußen*, München · Berlin 2006, S. 85. 19世紀末期に、デーホフ家 6,681ha、ドーナ家合計29,750ha、レーンドルフ家9,000haの世襲財産を持っていた。Vgl. Johannes Conrad, *Die Fideikommission in den östlichen Provinzen Preußens*, in: *Festgabe für Georg Hanssen zum 31. Mai 1889*, Tübingen 1889, S. 287 f.

²⁵⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 169 Anm. 59).

²⁶⁾ M. Weber, Fideikommissfrage, S. 164 ff.

²⁷⁾ 叙述のおもな素材は、註24)のランゲの論考とNicola Dönhoff, Friedrichstein 1920 bis 1945, in: K. Heck u. Chr. Thielemann (Hrsg.), *Friedrichstein*, S. 65-82, である。

²⁸⁾ Vgl. *Neue Deutsche Biographie*, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Vierter Band, Berlin 1959, S. 26 f.; *Adelslexikon*, Band 2, Hauptbearbeiter: Walter v. Hueck, Limburg a. d. Lahn 1974, S. 509. 1770年から1860年までのウェストファーレン貴族を対象としたライフの浩瀚な作品には、それゆえ、デーホフ家は登場しない。Vgl. Heinz Reif, *Westfälischer Adel 1770-1860. Vom Herrschaftsstand zur regionalen Elite*, Göttingen 1979.

体を、当時の通例的処置のフィデイコミスとして単独相続した。その規模は、19世紀末期にあって6,681ヘクタールで、世襲財産化率は100%だった。ケーニヒスベルクの南東わずか20キロメートルほどの地の利を得たフリードリヒシュタインには、王の部屋（Königsstube）を備えた壮麗な城館（Schloss）があったが、それは、元々、デーネホフ家の居城が、フリードリヒ大王の東プロイセン視察旅行用の適当な宿営所の一つに選ばれたためだった。ヨーロッパ列強中の一強国たるプロイセンの国王は、自分の体面を保とうとして、単なる領主館（Herrenhaus）の域をはるかに超える大規模な城館を作らせたのである。こうして、デーネホフ家に限らず、東プロイセン貴族には、おしなべて、一種の「宮廷貴族」（Hofadel）²⁹⁾ 的側面が色濃く備わることになる。城館を維持するために、「宮廷貴族」は、今日目から見れば、信じられないほど多くの家内奉公人を抱えていたのであるが、その実態の一端は、以下の事実から容易に推測されえよう。すなわち、デーネホフ家の場合、節約措置の一環として、従業員の相当な人員整理が行われたのちでもなお、パンと一定の賃金を得て、所領内に合計29人のスタッフが留まったのである。その陣容は、第1表に示したとおりであるが、多くの召使と女中がかしずいたばかりではなく、庭師や家具職人のほか、果ては、アイロンかけや縫い子に至る実に様々な仕事が割り当てられていた。

第1表 フリードリヒシュタインの家内奉公人

侍女 2人	教育係（自称）	御者	庭師	家庭教師	召使頭	召使 4人	ボーイ	鶏世話係
（女性）	家具職人	コック（女性）	運転手	夜警	お手伝い（女性）	8人	管理人（女性）	
縫い子	アイロンかけ	洗濯婦						

（出典）Nicola Dönhoff, Friedrichstein 1920 bis 1945, in: Kilian Heck und Christian Thielemann (Hrsg.), *Friedrichstein. Das Schloss der Grafen Dönhoff in Ostpreußen*, München・Berlin 2006, S. 70.

永く自給自足的経営を基本方針として堅持したデーネホフ家は、1920年に世を去ったアウグストの時代に至ってもなお、市場経済的観点とはほど遠い所領管理に甘んじていた。出納長（Rentmeister）による借地料徴収もしくは農場管理人（Oberinspektor）任せの農業経営が、常態だったのである。だが、第一次大戦後、事態は一変する。インフレーション下の貨幣獲得は困難を極め、経営は一気に逼迫した。義勇軍の一兵卒として戦ったバルト三国から帰還したばかりの長男ハインリヒ（Heinrich）は、経営の一新を迫られる。そのため、BorchersdorfとOttenhagenの二つの農場が入植会社に売却され、6,250ヘクタールのフリードリヒシュタイン所領は、3,750ヘクタールにまで一挙に縮小する。2,500ヘクタールもの広大な土地が、内地植民用に提供された。

所領管理のためには、上述の雑多な家内奉公人だけではなく、農林業に従事する労働者層を必要とすることは、言うまでもない。相当な多数に上った彼ら労働者と奉公人の居住地は、一箇の「村落」³⁰⁾の観を呈するほどだった。これらの「村落」住民にとって、第一次大戦後のインフレーションが急速に進行する状況は、現金をあまり使わない経済を伴ったため、少なからぬ利点をもたらしたことも、一面の真実である。彼らは、伯爵領における勤務の報酬として、衣服・穀類・じゃがいも・薪・牝牛または雌鶏などの現物給与（Deputat）を得た。使用人スタッフの内部では、上下の厳格な序列が存在したが、自分の家庭教師よりも、むしろ、労働者と御者から、はる

²⁹⁾ N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 68 u. 70.

³⁰⁾ N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 70.

かに多くのものごとを学んだと語る末娘マーリオンが回想するところによれば、使用人が病に臥せった時には、寝ずの番をも厭わなかったデーホフ家の兄弟姉妹と多くの使用人とのあいだには、親密な関係が培われた。強い一体感で結ばれた主人側と労働者たちとの関係は、「制度上の懸隔とプライベートな親しさが交ぜ」³¹⁾になった一種独特のものであった。マーリオンは、「封建的社会形態」³²⁾に対しては、往々にして、権利を奪われた者と搾取する者との階級的構造として、不当な中傷が加えられがちだった嫌いは免れないにせよ、ことデーホフ家に関する限り、相互信頼を基礎とするフリードリヒシュタインでの共同生活には、人間味あふれる側面が多々見られたことも確かであると述懐している。

長男ハインリヒの軌跡を辿っておこう。義勇兵でありながら、芸術と劇場への情熱黙しがたかった彼は、東プロイセンへの帰還後、しばらくして、黄金の二〇年代のさなかにあったベルリンに赴いたが、長男としての自覚と経営再建の責任感をつのらせて、1926年、故郷に帰る。ハインリヒは、有能な協力者として働いたマーリオンとともに、他の農場所有者が遠方からわざわざ視察に訪れるほどの「模範的経営」³³⁾を築き上げる。彼が手がけた城館の大々的改修もまた、功績の一つに挙げられなければならない。そして、ハインリヒとドロテア・ハツフェルト (Dorothea Hatzfeldt) との婚儀が整った1938年、デーホフ家は、重大な転機を迎える。マーリオンの回想に、しばらく耳を傾けてみよう。教養豊かなドロテアは、少しくよそよそしいところがあるにせよ、才気煥発の婦人だったが、固い信仰に立つカトリック教徒でもあった。マーリオンは、信仰上の宗派帰属の問題に対して、きわめてリベラルな立場を採る人だった。それは、人間の善し悪しを決める判断の基準にはならないと彼女は考えるのである。だが、プロテスタントイ즘を信奉するデーホフ家当主の妻たるマリア (Maria 1869. 7. 12生) にとっては、必ずしもそうではなく、フリードリヒシュタインを継ぐべき立場の長男ハインリヒの夫人が、揺るぎない信念に立つカトリック教徒であることは、人間関係を取り結ぶ上で、ほとんど克服不能の高いハードルを意味した。日曜日ごとに、ドロテアだけが、家族と別行動を取って、ケーニヒスベルクのカトリック教会の礼拝に通うことなど、マリアにとっては、およそ想像を絶する事態だった。マーリオンは、主人筋ばかりではなく、所領の大部分の住人にも共通していた宗教的雰囲気伝えてる。すなわち、たとえどのように幼稚な響きを伴うにせよ、同家の使用人にとってもまた、カトリック教徒は「異物」(Fremdkörper)³⁴⁾だった。たとえば、カトリックの森林管理人 (Forstmeister) を採用しようとした際、出納長のベーム (Böhm) は、強い口調で難色を示したのである。市井の人々 (einfache Leute) にとって、カトリック教徒は「偽善者」³⁵⁾にほかならない、と。マーリオンの率直な回顧は、傾聴に値するであろう。なぜなら、カトリックを忌避する「プロイセン人気質」の一端を、はしなくも窺わせるこの点には、「プロイセントウム」(Preußentum) の内実を、キリスト教の宗派の問題まで含めて解き明かす必要性が示唆されているように思われるからである。ここには、研究史上の重い課題の一つが潜むと言わなければならないであろう。³⁶⁾

それはともかくとして、ドロテアへのハインリヒの深い愛は、揺るがなかった。彼は、プ

³¹⁾ Marion Gräfin Dönhoff, *Kindheit in Ostpreußen*, Berlin 1988, S. 203.

³²⁾ N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 71.

³³⁾ N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 78.

³⁴⁾ N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 79.

³⁵⁾ *Ebenda*.

ロイセン法の「マヨラート」(Majorat 親等優先最年長男子相続制)³⁷⁾を採る「世襲財産」を放棄して、レーンドルフ家のカーリン(Karin)と結婚した次弟のディーター(Dieter)に譲る決断を下す。ディーターは、三人の子供とともに、フリードリヒシュタインから約70キロ離れたSkandau(Gerdauen郡在)に居を構えていたが、これは、1929年、子を残さずにこの世を去ったシュターニスラウス(Stanislaus)の死後、フリードリヒシュタイン系に帰属した所領だった。デーホフ家の末娘のマリーオンは、ハインリヒの結婚後、しばらくのあいだ、同家の家族基金(Familienstiftung)で、フリードリヒシュタインから120キロ離れたQuittainen所領(Preußisch Holland郡在)の管理を担当したが、兄が徴兵されるに及び、フリードリヒシュタインに戻り、義姉のドロテアとともに同地に留まった。1942年11月、ハインリヒの戦死が伝えられると、ディーターはフリードリヒシュタインに帰り、ソ連軍の進撃が迫る東プロイセンの極限状況下にあってもなお、国防軍指定の不可欠(unabkömmlich)農場の経営主として、農林業の生産性の維持に努めた。

ちなみに、彼の妻カーリンの兄ハインリヒ(Heinrich Graf von Lehndorff 1909. 6. 22-1944. 9. 4)は、レーンドルフ伯爵家の本拠たるシュタインオルト(Steinort)所領の「家族農場」(Familiengut)を1936年に相続した同所領の最後の所有者で、1944年7月20日、シュタウフェンベルク(Claus Schenk Graf von Stauffenberg)大佐が敢行したヒトラー暗殺計画に加担した人物だった。シュタインオルトの敷地内にあるマウアーヴァルト(Mauerwald)に置かれた「総統大本営」が、該計画の舞台となったのである。³⁸⁾なお、レーンドルフ家のこのハインリヒ同様、ドーナ家のハインリヒ(Heinrich Graf zu Dohna 1882. 10. 15-1944. 9. 14)は、周知のとおり、ヒトラーを打倒するクーデター計画に加わった重要メンバーの一人であった。³⁹⁾さらに、1926年から1933年まで森林管理人としてデーホフ家を支えたプレテンベルク(Kurt Freiherr von Plettenberg 1891. 1. 31-1945. 3. 10)男爵もまた、1944年7月20日の暗殺計画を実行する準備に携わっている。⁴⁰⁾シュタウフェンベルクは言うに及ばず、ドーナ家とレーンドルフ家の二人のハインリヒも、

³⁶⁾ ウェーバーが、彼の眼から見て「社会政策的に重要な諸規定」に即して、検討の対象とした1903年の「プロイセン世襲財産法仮草案」(Vorläufiger Entwurf eines Gesetzes über Familienfideikommisse)は、なるほど、明確な文言のカトリック禁止条項を設けているわけではない。だが、草案は、第7篇第112条において、「宗教教団(Orden)、もしくは、これに類似する修道会(Kongregation)の成員に相続権はない」、と宣告する。この条項が意味するところは、おのずから明らかであろう。ここには、プロイセンで支配的なルター派的新教を暗黙のうちに優先し、逆に、カトリック信者を、世襲財産の相続権者から除こうとする「排除の論理」が働いており、そうした「差別」と無縁ではなかったプロイセン主義の本質規定的な狙いの一端が窺われると思われる。

いや、そればかりではない。当該の草案は、世襲財産として設定しうる土地をプロイセン内に限定するだけでなく、これに加えて、世襲財産の「相続権」を、ドイツ国籍所有者のみに許す二重の「限定条項」を定めているのである。しかも、ウェーバーの「世襲財産論」は、この「限定条項」に全く言及しない。この点、「社会政策的に重要な諸規定」だけに的を絞った彼の議論には、なお、重大な問題が残ると言わなければならないであろう。「ドイツ国籍限定条項」の「民族主義的性格」には、座視することのできない問題が潜むと思われるからである。Vgl. M. Weber, Fideikommisfrage, S. 112; Hermann Ramdohr, *Das Familienfideikommiss im Gebiete des preußischen Allgemeinen Landrechts*, Berlin 1909, S. 138. 「限定条項」の問題性については、加藤房雄「プロイセン世襲財産法案(1903年)の内容とその意義——フィデイクミス問題の重要性——」『広島大学経済論叢』第38巻第1号、2014年7月、所載を参照。

³⁷⁾ *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt am Main·Berlin 1970, S. 415.

³⁸⁾ Vgl. H. Lange, *Friedrichstein nach 1945*, S. 84; Peter Steinbach und Johannes Tüchel (Hrsg.), *Lexikon des Widerstandes 1933-1945*, 2. Aufl., München 1998, S. 126 f.

ナチスの手に掛かって悲壮な最期を遂げたことは、ドイツ現代史上の広く知られた事実には属するが、プレテンベルクの場合、1945年3月逮捕された直後、収監中に自ら命を絶ったのである。もとより、ナチズム期における東プロイセン貴族の「生き残り戦略の特殊形態」⁴¹⁾の議論は、別個に取り扱われるべき重要な課題の一つであるにせよ、当地の有力な貴族の家系出身の複数の面々が、ナチズムに対するレジスタンス (Widerstand) の側に立った事実の重みを確認しておくことには、依然として少なからぬ意味があると言ってよいだろう。わたしは、ここで、もう一度、東プロイセンを代表する世襲財産所有貴族だった「デーノンホフ家、ドーナ家、レーンドルフ家」の名前を記憶に刻み、世襲財産所領の分析を続けたいと思う。

2 シュロビッテンのドーナ家⁴²⁾

ドーナ家の個別家族史については、最近、前述したハインリヒの子息ローター (Lothar) による浩瀚な研究書が刊行された。⁴³⁾ 800年に及ぶ歴史を誇るドーナ家の名誉を一身に背負って執筆された印象さえ抱かせる同書は、使命感あふれる大著である。わたしは、米寿を超えた著者ローターに対して、心からの敬意を禁じえないが、それでもやはり、研究史上まだ果たされていない次のような課題が残ることを指摘しなければならないであろう。「農場での日常の世界」を固有のテーマとしなかったローターは、たとえば、「東部救済策を必要としたのは誰か」というような、ワイマル末期以降の「農業危機」をめぐる「ドーナ家に関する詳細」を不問に付しているからである。⁴⁴⁾ それゆえ、註3) 記載のわたしの連作が取り上げた「ドーナ家の経営実態の解明」を目指す実証研究の方向性には、なお、研究史開拓上の相応の意味が認められるであろう。

さて、ドーナ家シュロビッテン所領の「世襲財産化」が行われたのは、遠く、18世紀の初め頃にまで遡る。⁴⁵⁾ それは、陸軍元帥アレクサンダー (Alexander) の時代のことであった。19世紀末の数値であるが、8,270ヘクタールの土地所有中、世襲財産面積は、6,942ヘクタールだったので、1,328ヘクタールほどの私有地 (Allodbesitz) が残されたことになる。所領の農場は、20世紀の初頭期に至るまで、永く、休閒地を伴う三圃制ないしは四圃制の極めて粗放的な経営を続けたが、分農場を持つ農場 Sumpf の1904年の獲得を手始めとして、翌年、シュロビッテンに残存していた最後の農耕地 (Bauernhof) 三つ中の一つが買い足されるとともに、その後も、

³⁹⁾ Vgl. Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1955, S. 545 Anm. 18; *Neue Deutsche Biographie*, Vierter Band, S. 46; Alfred Bues, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9.12.1876 - 20.12.1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* (Mascinenschrift), Dissertation, Halle (Saale) 1972, S. 236 f.; P. Steinbach u. J. Tüchel (Hrsg.), *Lexikon*, S. 45 f.; Lothar Graf zu Dohna, *Die Dohnas und ihre Häuser. Profil einer europäischen Adelsfamilie. Unter Mitwirkung von Alexander Fürst zu Dohna und mit einem Beitrag von Ursula Gräfin zu Dohna*, Göttingen 2013, S. 634-645 u. 658-661.

⁴⁰⁾ Vgl. N. Dönhoff, 1920 bis 1945, S. 76; P. Steinbach u. J. Tüchel (Hrsg.), *Lexikon*, S. 156.

⁴¹⁾ L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 624.

⁴²⁾ A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 115-147, Die Bewirtschaftung von Schlobitten, を主たる典拠とする。マリノフスキによれば、本書は、「正直な (aufrichtig) 自叙伝」である。Vgl. Stephan Malinowski, *Vom König zum Führer. Sozialer Niedergang und politische Radikalisierung im deutschen Adel zwischen Kaiserreich und NS-Staat*, Berlin 2003, S. 578.

⁴³⁾ L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, Göttingen 2013.

⁴⁴⁾ Vgl. L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 622 u. 662 Anm. 148.

⁴⁵⁾ Vgl. L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 486 f.

Behlenhof、Schloßhof、Erlauの諸農場が次々と購入されるに及び、収入源を確保するための経営方針の大転換が図られる。本稿が特に着目するのは、同所領の最後の所有者だったアレクサンダー（Alexander Fürst zu Dohna-Schlobitten 1899-1997）の時代である。

彼の父リヒャルトが、この世を去った1918年から1924年まで、母マリー・マチルダ（Marie Mathilde）を後見人としたアレクサンダーは、所領の最後の年1945年に至る20年有余のあいだ、陣頭指揮を取った。彼の回想によれば、父リヒャルトはアレクサンダーに約1,500ヘクタールの私有地を残したので、19世紀末以降1918年までに、170ヘクタール強の私有地の増大が実現したことになる。これは、前述のSumpf農場などの購入によるものだった。1918年革命後の共和制政府により土地割譲を強いられた点では、ドーナ家も例外ではなかったが、同家は、シュロビッテン世襲財産（das Schlobitter Fideikommiss）に属していたBrünneckshof農場を、農民地への分割を目的として国に引き渡す。さらに、1923・24年には、半国営の植民会社だった「東プロイセン土地会社」（Ostpreußische Landgesellschaft）⁴⁶⁾に、相当な規模の土地を売却したし、1930年には、多額の負債を抱えるBehlenhofも手放さざるをえなかった。1924年から1933年までの約10年間は、ドーナ家にとって多事多端の時期だった。アレクサンダーは、自分の世襲財産から以下の諸農場、すなわち、Koppeln、Sakrinten、Mathildenhof・Armuth・Nikolaikenを選んで、それぞれ、借地人のBrandes、入植協同組合、そして、「東プロイセン土地会社」に売却する。

1924年のインフレーションが惹き起こした事態は、深刻だった。わたしは、すでに、1924・25年の「東プロイセン農業のかなり大きな最初の危機」⁴⁷⁾以降の経緯を素描したが、東部ドイツ農業を救済するためにプロイセン邦ならびにライヒが採った、1926年の「即刻プログラム」から翌年の「境界支援」を経て1928年の「東プロイセン支援」へと続く一連の「農業補助金政策」の眼目は、要するに、高金利・短期の負債を低金利・長期の貸付金に切り替える、農業大臣シーレ（Martin Schiele）が推奨した「借換え」（Umschuldung）措置だった。⁴⁸⁾農民経営や小農場は、地元郡当局を通じて補助金を得たが、大経営の場合は、自分の地所の相当部分を入植目的に差し出すことを条件として、ベルリンから直接入手した。シュロビッテンは、このような借換え措置用のいわゆる「アメリカ債」（Amerika-Anleihe）⁴⁹⁾を受領できた数少ない大農場の一つだった。

さて、「アメリカ債」とは、ベルリンの「ドイツ・レンテンバンク-信用銀行（Rentenbank-Kreditanstalt Berlin）」（農業中央銀行）⁵⁰⁾によって発行されるアメリカの有価証券である。「レンテンバンク」は、ドイツ農業に不動産信用（Realkredit）を供与するために、ニューヨークの「ナショナル・シティ銀行」（National City Bank）⁵¹⁾を取引先として、1925年9月15日、2,500万ドルの公債を発行する。換算率は、金平価すなわち、1ドル＝4.20マルクRMだったので、これは、

⁴⁶⁾ Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz (以下GSStA PKと略記), I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 44297, Graf zu Dohna Lauck'sches Familienfideikommiss, 1846-1934, Bl. 76 u. 80; A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 118.

⁴⁷⁾ Friedrich-Wilhelm Henning, *Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Deutschland*, Bd. 2, 1750 bis 1986, 2. Auflage, Paderborn 1988, S. 204.

⁴⁸⁾ 加藤房雄「苦闘」II 政策的背景、参照。

⁴⁹⁾ A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 121; Henning Graf von Borcke-Stargardt, *Der ostdeutsche Landbau zwischen Fortschritt, Krise und Politik. Ein Beitrag zur Agrar- und Zeitgeschichte*, Würzburg 1957, S. 39 u. 47.

⁵⁰⁾ A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 121.

⁵¹⁾ Bundesarchiv Berlin (以下BArch Berlinと略記), R2 Reichsfinanzministerium, Nr. 181, Handakten des Min. Dirig. Dr. Schwandt betr. Golddiskontbank und Amerika-Anleihen. Hauptsächlich Rundschreiben und Formular der Deutschen Rentenbank-Kreditanstalt (Landwirtschaftliche Zentralbank), Berlin, 1926-1928, fol. 63 u. 119.

1億500万マルクに相当する。⁵²⁾ ドルベースの「アメリカ債」の相場は、ウォール街における1929年の株式恐慌後、暴落する。有価証券のすみやかな整理を迫る経営コンサルタントのカチャック(Alfred Katschack)の勧告を受けたアレクサンダーは、1932年、「レンテンバンク」の許可も取りつけて、証券の処分を決断する。こうして、ドーナ家は、45対100の有利な相場の利用に成功し、抵当を含めた負債総額は、劇的に縮小したのである。公債ならびに不動産抵当負債は、1929年には220万マルクにまで膨らんだが、10年後の1939年には、相当額の償還を行った結果、70万マルク減り、約150万マルク(Goldmark)にまで縮小した。この程度の残債なら、経費節減に努めさえすれば、利子付き償還を毎年行っても、所領経営は充分成り立ったのである。⁵³⁾ ただし、この150万マルクの中には、超低利の排水設備用借入金は、含まれていない。1934年になると、ベルリンの「工業銀行」(Industrie-Bank)⁵⁴⁾を通じて、「東部救済策」(Osthilfemaßnahme)⁵⁵⁾用のより安価な信用が供与され、「アメリカ債」に頼らない別の借換え措置が進められた。1936年以降、シュロピッテンの財務状況は好転し、その結果、アレクサンダーは、城館の大々的改修を手がけることができた。だが、それは、1945年に先立って、しばし放たれた最後の光芒と言うべきものであった。

Ⅲ ドーナ家の農民村落——シュロディーエン系のドイチェンドルフ⁵⁶⁾

東プロイセン系のドーナ家の始祖シュターニスラウス(Stanislaus Graf zu Dohna)が、1469年に、世襲のレーン(Lehen)として獲得したドイチェンドルフ(Deutschendorf)村は、「プロイセンにおけるドーナ家の最古の所有地」⁵⁷⁾であった。彼は、妻ウアズラ(Ursula)とともにドイチェンドルフの教会に埋葬されたので、おそらくは、同地に居住したと推測される。「ドーナ伯爵家統合領」⁵⁸⁾の領主裁判所(Patrimonialgericht)が1600年頃、築かれたのもドイチェンドルフである。この裁判所の建物は、やがて時を経て20世紀に至ると、ドーナ家の家族金庫

⁵²⁾ Vgl. BArch Berlin, R2 Reichsfinanzministerium, Nr. 13839, Deutsche Landesbankenzentrale AG, Berlin, Bd. 2, Landwirtschaftliche Umschuldungskreditaktion von 1928, 1938-1940, fol. 43 u. 49.

⁵³⁾ それゆえ、アメリカ金融資本の側から見れば、ドイツ東部農業は、「救済の対象」では必ずしもなく、「利殖の対象」にはかならないと捉えて提起された「アメリカ金融資本とドイツ農業の関連」をめぐる「トランスナショナルな独米関係の現代史」に関する仮説(加藤房雄「苦闘」40頁)の妥当期間は、さして長くはない。むしろ、ドイツの債務処理の実態と経緯が、「ロンドン債務協定」(1953年)を視野に収めた上で、ワイマル末期以降について精査されなければならないであろう。稿を改めて検討する(別稿「1920~30年代のドイツにおける債務問題の実体と帰趨——「ロンドン債務協定」(1953年)の前史と「アメリカ債」——」予定)。1953年の「ロンドン債務協定」については、さしあたり、Manfred Pohl, Die Entwicklung des privaten Bankwesens nach 1945. Die Kreditgenossenschaften nach 1945, in: *Deutsche Bankengeschichte*. Herausgegeben im Auftrag des Instituts für bankhistorische Forschung e. V. von seinem Wissenschaftlichen Beirat, Bd. 3, *Vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart*, Frankfurt am Main 1983, S. 221 f., 西牟田祐二「1953年ロンドン債務協定に関する最近の研究動向」『社会経済史学』第73巻第1号、2007年5月、所載を参照。

⁵⁴⁾ A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 121.

⁵⁵⁾ GStA PK, I. HA Rep. 87 Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 436 f. 史料は、1932年9月8日付のマリーエンヴェルダ(Marienwerder) 県知事文書。

⁵⁶⁾ 分析は、主として、E. Reuss, *Deutschendorf*に依拠する。

⁵⁷⁾ L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 803.

⁵⁸⁾ GStA PK, I HA, Rep. 84a Justizministerium, Nr. 44297, Bl. 26.

(Familienkasse) を管理するために使われたのち、1930年頃売却され、ドーナ家の手を離れた。ドイチェンドルフは、19世紀の農民解放期に至るまで、永く、シュロディーエン系のドーナ家配下の領地だった。1504年か1505年に死去したシュターニスラウスから数えて、第七代目の教会保護権者 (Patronat) に当たるフリードリヒ・クリストフ (Friedrich Christoph 1654?-1727) 時代の1707年、シュロディーエン所領は、長子相続の一形態であるプロイセン法のマヨラート制を採用「世襲財産」となった。⁵⁹⁾

1 ドイチェンドルフの農民家族

第2表は、1939年5月17日の国勢調査後に、ドイチェンドルフ村の教師コンラート (Friedrich Konrad) と15ヘクタールの農地を持つ農民レムケ (Friedrich Lemke) とによって作成された住民リスト (Seelenliste) を基礎にした農地保有者家族の一覧表である。ここには、最小単位1ヘクタールから最大104ヘクタールまでの合計70家族が、六つのグループに分けて集成されている。一見して明らかなおと、農業的土地所有の九割以上の圧倒的大部分を占めるのが農民で、残余部分は6.81%にすぎない。残余部分の内訳は、2ヘクタールに満たぬ最下層6、2～5ヘクタールのグループが9、5～20ヘクタール層が5、そして、旅館を営むアムリング (Amling) 家のルイーザ (Luise) が、ただ一人30ヘクタールの比較的大きな土地を持ち、これらを併せて計21であった。5ヘクタール未満の下位グループを構成する15人中、最も多い6名が労働者だったことも、注目に値しよう。非農民の土地所有は、ルイーザを唯一の例外として、ほぼすべてが10ヘクタールに満たない小さなものだった。第3グループの5人中、農民、兼、桶職人が最も大きな9ヘクタールを持ち、これに、鍛冶屋親方8ヘクタール、車大工二人の7.75と7.0ヘクタール、そして、肉屋を兼ねる飲食店主5ヘクタールが続いたことが知られるからである。ドイチェンドルフは、農民を中核的構成要素とする、農民村落 (Bauerndorf) の名にふさわしいゲマインデだった。

農民家族の階層構成を見ると、その下層には、1ヘクタールの最小農民が一人いるだけで、

第2表 農地保有者家族の一覧表

	保有者家族数		面積 ha		非農民	農民家族数		面積 ha		
1～2ha	7	10%	9	0.63%	6	8ha	1	2.04%	1ha	0.08%
2～5ha	9	12.86	22.5	1.58	9	22.5	0	0	0	0
5～20ha	29	41.43	298.75	20.92	5	36.75	24	48.98	262	19.69
20～50ha	17	24.29	617.63	43.26	1	30	16	32.65	587.63	44.16
50～100ha	7	10	376	26.33	0	0	7	14.29	376	28.26
100ha以上	1	1.43	104	7.28	0	0	1	2.04	104	7.82
	70	100%	1,427.88	100%	21	97.25ha	49	100%	1,330.63	100%
			(100%)			(6.81%)			(93.19%)	

(註) 非農民の97.25haは、1,427.88haの6.81パーセント。50～100haの376haを7で割ると、平均53.71ha、そして、5～20haの262haを24で割ると平均10.92haとなる。

(出典) Erich Reuss, *Deutschendorf. Kreis Pr. Holland Ostpreußen*, Mönchengladbach 1993, S. 122-124 u. 160-174, より作成。

⁵⁹⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 63-65.

2～5ヘクタールの小農民は皆無である。逆に、20ヘクタールを上回る上位の農民は合計24人おり、104ヘクタールのアドロフ家が、その頂点に立った。「大農」・「富農」家族のアドロフ家は、ウェーバーが示唆した東部ドイツ農村の大土地所有者にほかならない。アドロフばかりではなく、平均規模53.71ヘクタールの土地を持つ50ヘクタール以上の上位農民7人の存在も大きく、全農民家族中、二割（16.33%）にも満たぬ少数の富農8人が、農業的土地所有の三割以上（33.61%）を集積・集中していることが分かる。労働者の雇用を不可欠とする基本的に資本家的性格⁶⁰の20ヘクタール以上の第4グループまで加味するならば、約半数（24）の農民家族が、農業的土地所有の八割強（80.24%）を占めた状況が浮かび上がる。これに対して、実数の点では、ほぼ半分（48.98%）を成す5～20ヘクタールの第3グループは、二割弱（19.69%）の土地しか保持できていない。最底辺の1ヘクタール農民は例外として、数の上では同じ24でも、農地所有をめぐる農村内の存在意義の点での中間的な第3グループと上位3グループとの対照性は明らかである。

ところで、旧クルム（Kulm）法の基準に従えば、1233年から1577年までのあいだ、1フーフエ（Hufe）は16.81ヘクタールに相当した。⁶¹それゆえ、かつて、この1フーフエ農民が中核的担い手だったと目される5～20ヘクタールの中位の農民家族が、ドイチェンドルフ農民全体のおよそ半分を成す部厚い存在を示している。その主要な名前を列举すると、カール・バイトラー（Karl Beitler 14ha）、アウグスト・ゲールマン（August Gehrmann 14ha）、フリッツ・カイザー2世（Fritz Kaiser II 15ha）、アウグスト・カイザー（August Kaiser 12ha）、フリードリヒ・レムケ（Friedrich Lemke 15ha）、グスタフ・ノイバー（Gustav Neuber 15ha）、アルフレート・ポドレヒ（Alfred Podlech 15ha）、アウグスト・ポルシュ（August Porsch 15ha）、フリッツ・ロイス（Fritz Reuß 12ha）、といった面々が並ぶ。ドイチェンドルフの最後の村長（Bürgermeister）を勤めたバイトラーは、ソビエト軍の進駐後、妻のエマ（Emma, テシュナー Teschner家出身）と娘のアナ（Anna）ともども、ソ連兵に銃殺された。同家は、ドイチェンドルフの悲劇的結末を象徴する家族であった。

次に、最下端の2ヘクタール未満に注目すると、0.5ヘクタール未満の零細経営は、そこには全く存在しない。第2表からただちに看取することはできないが、史料を精査すると、最も小さい単位は、ベーンケ（Böhnke）、リーマー（Riemer）、ルドルフ（Rudolf）三人の1ヘクタールだったことが分かる。⁶²ドイツ農業経営の最底辺層について、かつて、わたしは、次のように論じた。すなわち、ワイマル期からナチズム体制の成立に至る1925-1933年の時期に、0.5ヘクタール未満の小菜園（Kleingarten）を含む2ヘクタールに満たぬ最下層農業経営は、ドイツ全域で、約200万に届くほど（1,758,844）の激増を示した。世紀転換期における0.5ヘクタール未満の「菜園零細地」の著増という事実は、その後、約四半世紀ほどの経緯を経たナチズム生成期の渦中において、最前より以上の激しさを再現した、と。⁶³だが、ドイチェンドルフには、0.5ヘクタールに届かぬこの最下層が存在しないのである。同村において、農民的土地所有は、最底辺に向かって極限にまで至る下方分化を遂げたわけではなく、一定の線、すなわち、例外的な1ヘクタール

⁶⁰ プロイセンの2ヘクタール未満の農業経営階層と20ヘクタール以上層との関係は、世紀転換期においてすでに、基本的に、資本-賃労働関係であった。加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』勁草書房、1990年、39～42頁を参照。

⁶¹ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 124.

⁶² ベーンケは農民、リーマーは農村労働者、そしてルドルフは電気技師。Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 122 f., 162 u. 171.

ルを最下端とする一種の下げ止まりを示した、と言えようか。いや、と言うよりもむしろ、ここには、そもそも2～5ヘクタールの農民家族がいないのだから、1ヘクタールの最下端農民は、やはり例外的事例にすぎず、一家族平均で10.92ヘクタールの農地を備えた5～20ヘクタールの中位の階層を基軸とする「上方への相当著しい分化」ならびに「中位以上層の絶対的優位」が、ドイチェンドルフの基本的性格だったと見るべきなのかも知れない。アドロフ家は言うまでもなく、その直近下位の「大農」家族の優勢は著しく、ここには、ノイバー家やレーヴァルト(Lehwald)家などの少なからぬ村の実力者が、顔を揃えているのである。とりわけ、ノイバー家が大きな農地を三つ持っている点が目を引く。

村の婚姻関係に視点を定めて、同家への注目を続けよう。さて、ノイバー家は、史料から知られうる限り、農民家族が四つ、家具職人家族が一つ、そして、農村労働者の家族が二つの計七家族から構成される。隠居(Ausgedinge)も三人記載されており、そのうちの一人は婦人だった。農民家族中のアウグスト(August 48ha)と、その息子のクリストフ(Christoph 8ha)、そして、フリッツ(Fritz 52ha)、エーリヒ(Erich 58ha)、グスタフ(Gustav 15ha)の計五人が妻帯者である。資料に頻出するノイバーは、ドイチェンドルフ村を代表するありふれた姓名(Familiennamen)だった。⁶⁴⁾ なお、先述の三人の隠居中、二人が農民家族とともに住み、残りの一婦人は、家具職人の家に身を寄せている。ノイバー家にも限られた例外的事例とは言えぬ隠居については、計17人が記録に残る(第3表参照)。それゆえ、ハンガリーとポーランドだけではなく、「バルト海地方」にも実在した「隠居制度」⁶⁵⁾は、ドイチェンドルフにも間違いなく見られたと言ってよいであろう。

ノイバーの農民家族の縁戚関係は、興味深い事実を明らかにする。隠居した老農夫フリードリヒの妻アウグスタ(Auguste)は、最小農地1ヘクタールのベーンケ家出身だったが、彼女以外、同家の嫁の実家は、のきなみ、村の有力な農民家族だった。すなわち、アウグスタの妻ベルタ(Berta)はポドレヒ家、息子クリストフの妻エリーザ(Elise)はティム(Thimm)家、フリッツの妻アナはアムリング家、エーリヒ(Erich)の妻エリーザはヨルダン(Jordan)家、そして、グスタフは、レムケ家の娘マルタ(Martha)を嫁に迎えた。これらの実家は、すべて、ドイチェンドルフ村の中核的な農民家族である。⁶⁶⁾ ちなみに、ノイバー家以外の実態も見ておくと、記録に残る嫁の実家は、アムリング家の場合は、レーヴァルト(74ha)、ポルシュ、ヨルダン、そして、ゲールマン(Gehrmann 23ha)の四家族だった。さらに、ポドレヒとポルシュは両家ともノイバー家から嫁を迎え、カイザー家も47ヘクタールのヨルダン家と縁戚関係を結んだ。したがって、これらの縁戚の空間的範囲は、いずれもドイチェンドルフ村の内部に留まる、言わば「共同体内の婚姻関係」だったのである。これに対して、村の「大農」ないしは「富農」だったアドロフ家については、少しく様相を異にする。同家の嫁は、ドイチェンドルフのアムリング

⁶³⁾ 加藤房雄『ドイツ世襲財産』113頁を参照。

⁶⁴⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 120.

⁶⁵⁾ Vgl. Michael Mitterauer, *Komplexe Familienformen in sozialhistorischer Sicht*, in: ders., *Historisch-anthropologische Familienforschung. Fragestellungen und Zugangsweisen*, Wien · Köln 1990, S. 96 f., ミヒャエル・ミッターウアー著、森明子訳「社会史からみた複合家族形態」若尾祐司・服部良久ほか訳『歴史人類学の家族研究——ヨーロッパ比較家族史の課題と方法——』新曜社、1994年、104頁を参照。

⁶⁶⁾ ノイバー家のみならず、アドロフ、アムリング、ティムの計四家族は、上層農民の「複合家族」(komplexe Familie)である。ただし、東プロイセンにおける「複合家族」の具体像の実証は、今後の課題として残る。Vgl. M. Mitterauer, *Familienformen*, S. 93, 森明子訳「複合家族形態」101頁。

とノイバーに加えて、ドイチェンドルフの住人ではないメック (Möck) 家とリートカ (Liedtke) 家からも迎えられているのである。アドロフ家の婚姻政策のある種の非閉鎖性が、窺われるであろう。メックとリートカが、どのような、どこの家族なのかは、当該の史料からは知る由もないが、少なくとも、ドイチェンドルフの外部の人間だったことだけは確かである。それゆえ、ノイバー家やアムリング家などの事例とは対照的な、共同体の内部にのみ留まらぬ、アドロフ家の「共同体外的婚姻関係」を指摘することができるであろう。こうした外的関係の範囲と実態は、判然としない。ここには、ヴンダーによって提起された、いわゆる「ゲゼルク Gesellung」⁶⁷⁾ = 「私的・社会的な社会圏」が農村社会において果たす役割をめぐる興味深い問題が潜むと思われるが、本稿では、ただ次の一点、すなわち、古い起源のフーフエ農民を先祖とする同村の有力農民家族間において、基本的傾向としては、共同体内的な相互的婚姻関係を楨榦として取り結ばれる強い人的紐帯関係が見られた事実を確認するに留めておきたい。

2 ドイチェンドルフの村長

1870年代以降、村長 (Dorfschulze) を務めたロイス家のクリストフ在任中の最大の問題は、農民的土地所有の「分離」(Separation)⁶⁸⁾ に際して、19世紀の70年代にはまだドーナ家の領地内に留められていた約7.5ヘクタールの農地 (Hof) の帰属をめぐるドーナ伯爵との法的係争であった。当時、シュロディーエン所領の所有者は、1843年から1890年まではカール、そして、1890年から1905年まではルドルフ (Rudolf) だった。⁶⁹⁾ 結局、ライプツィヒの帝国最高裁判所 (Reichsgericht) の最終審では、ゲマインデ側に軍配が上がる。村を代表して、現地の証人の立場に徹したロイスの努力が稔ったのである。次に、ロイスの後任は、1939年以降の住民録に隠居として、その名を留めるアムリング家のヨハン (Johann) である。ロイスとの交代期は不明だが、ヨハンの在任中に第一次大戦が勃発している。戦争捕虜となったロシア兵の収容ならびに農業へのその徴用などの難題の処理に当たったのち、彼は、1920年、村長職をノイバー家のフリードリヒ二世に譲る。彼の名も、アムリング同様、先述の史料に記載されている。フリードリヒは、前任者の時代に始められたものの、第一次大戦期に中断の已むなきに至った耕地改良・排水による土地改良を再開して、その推進に努めた「給付行政」⁷⁰⁾ の担い手だった。続いて、1926年、ヨルダン家のフリードリヒがノイバーの跡を襲う。村長の名称 Dorfschulze が廃止されたのは、彼の在任中である。ナチスによる1933年の政権掌握後、フリードリヒはナチ党への入党をいさぎよしとせず、職を辞する旨、表明する。彼の後任として苦労したのが、アムリング家のフリードリヒ三世だった。彼は、国防軍に召集され辛酸を極めたのち、1949年に落命する。そして、ドイチェンドルフの最後の村長が、ソ連兵に銃殺された先述のバイトラーである。このように、19世紀の70年代のロイスから、バイトラーに至るまで、村長としてドイチェンドルフをリードした合計六

⁶⁷⁾ Vgl. Heide Wunder, *Das Selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesellschaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom „Modell ostelbische Gutsherrschaft“*, in: Jan Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften*, S. 44 ff.

⁶⁸⁾ E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 120.

⁶⁹⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 65.

⁷⁰⁾ 「給付行政」については、さしあたり、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説——』勁草書房、2005年、後篇「ドイツ都市農村連続体の歴史的個性」参照。

名の人物は、全員、中位ならびに上層に位置する中核的農家の出身者であった。アムリング家やノイバー家に代表される中位以上の農民家族の実力とその重要性は、明らかである。

3 村民の職業構成

次に、村民の職業構成を概観した第3表を見よう。これは、1939年5月17日から1945年1月の脱出（Vertreibung）に至る時期に居住した全住民の記録である。ただし、同表の作成に当たり、1939年から1945年までに死亡した者（17人）と職業不明者（5人）の計22人は除外した。また、住民総数の635人は、史料記載の約640人⁷¹⁾にほぼ一致する数値である。第一に、農民数52と第2表の家族数49との若干の不一致に関しては、さしあたり、註66)で説明した「複合家族」の存在がその原因だったと理解しておきたい。第二に、労働者は51人いる⁷²⁾が、第2表に6人の土地持ち労働者が登場するので、農用地から切り離され、生産手段から「自由」の身となった労働者数は45となる。1928年以降「役畜労働者」（Gespännführer）と呼ばれていた、これら既婚の労働者に関しては、1934年をすぎると「デプタント」という呼称が一般化する。⁷³⁾夏季と冬季に限って、ごくわずかな臨時の賃金収入を得るだけだった彼らには、平均2.553平方メートルのじゃがいも畑（Kartoffelland）を含む様々な現物給与が支給された。第三に、「隠居制度」がドイチェンドルフに見られたことは、先述のとおりである。隠居数は延べ17人だった。そして、妻・息子・娘などの直系家族員の総数は、427人に達した。ひとまずは、同村における「隠居を条件とした複合三世代家族」⁷⁴⁾の存在を指摘してよいと思われる。第四に、村のなりわいに必要な仕立屋、鍛冶屋などの雑多な職業人が相当数、在住したが、ここでは、あえて、パン屋など各一名の計21人中に含まれる鉄道従業員（Bahnbeamter i. R.）と電気技師（Elektriker）の存在に注目しておこう。電力事業ならびに鉄道敷設の影響が、東プロイセンの農民村落にも一定程度及んでいる事実が、窺い知られるからである。1930年代末以降のドイチェンドルフは、したがって、中位以上の有力な農民家族を中心的な母体として、牧師や教師を含む多種多様な職種を包摂する自治体的性格を整えつつ、大農と労働者との「近代的」な雇用・被雇用関係をも伴った「農民村落」だったと言える。

第3表 村民の職業構成

合計	家族員	隠居	パン屋など各1	教師	家主	人夫頭	大工	錠前師	車大工	牧師	傷痍軍人	家具職人	鍛冶屋	左官	お手伝い	仕立屋	街路管理人	寡婦	年金生活者	労働者	農業経営者	農民
635	427	17	21	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	5	5	6	7	15	51	2	52

(註) パン屋など各一名の内訳は、パン屋、飲食店（兼肉屋）、靴屋、警察官、保母、商人、用務員、酪農場所有者、酪農場手伝い、郵便局代理業、歯科療法士、元鉄道職員、搾乳夫、職業軍人、粉屋、籠職人、皮革職人、電気技師、桶職人（兼農民）、肉屋（兼飲食店）、食肉検査官。

(出典) E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 160-174, より作成。

⁷¹⁾ E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 161.

⁷²⁾ 労働者51人の内訳は、Landarbeiter28、Arbeiter23である。

⁷³⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 127.

⁷⁴⁾ M. Mitterauer, *Familienformen*, S. 96, 森明子訳「複合家族形態」104頁。

IV 結語——ドイツ農村社会の終焉

第二次大戦最終盤の東プロイセンにあって、ソ連軍の圧倒的優勢の状況下、ドイツ農村社会の疲弊と悲惨は、言語に絶する熾烈を極めた。ドーナ家のシュロディーエン所領も例外ではない。1945年1月24日、ソ連軍に占領されたドイチェンドルフは、ドイツ軍の反撃によって、2月1日、一時奪還されるが、2月5日ついに、ソ連軍により制圧される。同日夕刻、ソ連軍は、ドーナ家の一大拠点たるシュロディーエン農場へと殺到したのである。本格的戦闘が始まる前の比較的安全なあいだに脱出する機会を逸した者が多かったドイチェンドルフ村民の西ドイツへの逃避行は、筆舌に尽くしがたい辛酸を伴わざるをえなかった。⁷⁵⁾ 今、その仔細を再現して示す必要は、ないであろう。ここでは、1942年3月14日に戦死した農村労働者ヴィルヘルム・ヘルマン (Wilhelm Herrmann) の未亡人エマ (Emma) の手記を手がかりとして、夜間行動の陸路ばかりか、八日間に及ぶ決死の海上航行さえ余儀なくされた難行苦行の末、デンマークにまで辿りついたエマと娘のエリカ (Erika) が、1948年11月、西ドイツのラインラント・プファルツに、ようやく安住の地を見つけるまで、丸三年以上、デンマーク内の施設に収容され続けたことを、書き記すに留めておきたい。⁷⁶⁾ 彼ら難民の苦労には、測り知れないものがあった。いや、そればかりではない。戦死者の内訳を示した第4表は、戦死した軍人だけではなく、戦争の犠牲となった非戦闘員の姿を伝えている。上述のとおり、この中には、ドイチェンドルフの最後の村長バイトラーと彼の一家も含まれている。約二割の村民が命を落とした。そして、難民となった残りの人々が辿った運命は、多かれ少なかれ、上述のエマと同じ苦難の道だった。こうして、一つのドイツ農村社会が消滅した。

ドーナ家のシュロビッテン所領とデーノホフ家のフリードリヒシュタイン所領の運命も、ドイチェンドルフ村の事態と基本的に変わらない。両所領の悲劇的結末について、今ここに、こと細かく書き記す必要はあるまい。戦争の悲惨さから目をそむけてはならないが、本稿の結びとしては、以下の諸点の略述だけで充分であろう。さて、シュロビッテンのドーナ家の場合、総勢330

第4表 ドイチェンドルフ村の戦禍

国防軍の戦死者	39人
国防軍の行方不明	18
国民突撃隊の行方不明	8
一般市民の行方不明	3
一般市民の拉致被害	2
ソ連兵による射殺	10
戦闘による死者	5
戦争終結直後の死者	14
逃避行中の死者	27
計	126人

(註) 1939年5月17日の国勢調査によれば、村の住民数は、620人。
死者は二割強 (20.32%) に達した。

(出典) E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 189 f.

⁷⁵⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 179 ff. Die letzten Tag von Deutschendorf.

⁷⁶⁾ Vgl. E. Reuss, *Deutschendorf*, S. 184 f.

人に達する⁷⁷⁾ 全領民を引き連れたアレクサンダーの強いリーダーシップのもと、隊列 (Treck) を組んだ組織的脱出が、1945年1月22日敢行され、その後、ほぼ二か月に及ぶ長い行程の末、1945年3月20日、西ドイツのブレーメン近郊の地で解団式が行われた。そして、ポーランドの国营農場 (Staatsgut) Slobity が、ドイツのシュロピッテン農場を引き継ぐことにより、ポーランド農業の一角を担い、現在に至っている。⁷⁸⁾ 他方、全長67メートルの威容を誇ったバロック建築様式のフリードリヒシュタインの城館は、農場用地もろとも灰燼に帰し、政治的にも文化上も重要な意義を担った同所領は、ほぼ完全に元の自然状態に戻って、さながら「忘れがたい廃墟の絵画」⁷⁹⁾ の地と化した。それは、「フリードリヒシュタインのプロイセン・ドイツ史の終焉」⁸⁰⁾ を告げるものであった。「東プロイセンの700年間に及ぶドイツ史は、終わった」。⁸¹⁾ 最後に、一言しておきたい。敗戦が同時に、自分の所領 Waldburg ばかりか、故郷のすべての喪失まで意味することを見抜いたドーナ家のエーベルハルト (Eberhard) は、固いキリスト教的信念に立って、「ドイツの勝利」を祈らなかった。彼は、古い保守主義的な「愛国心、そして、残忍なレジームが消えうせることのはるかに高い価値」との心の「葛藤」に苦しんだのである。エーベルハルトによるこの痛切な告白は、東プロイセンの農村社会とドイツ史が最期の日を迎えた史実の「悲劇性の極み」を後世に伝えている。⁸²⁾

[本稿は、平成25年度～平成28年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究 (C) 「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関——未公開一次資料に基づく実証的基礎研究」 (課題番号 25380428) による研究成果の一部である.]

⁷⁷⁾ L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 628.

⁷⁸⁾ Vgl. A. F. zu Dohna, *Erinnerungen*, S. 260-291 u. 322-332; L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 701-715.

⁷⁹⁾ Christopher Clark, *Preußen. Aufstieg und Niedergang 1600-1947*, 2. Aufl., München 2007, S. 769.

⁸⁰⁾ H. Lange, *Friedrichstein nach 1945*, S. 96.

⁸¹⁾ Andreas Kossert, *Damals in Ostpreußen. Der Untergang einer deutschen Provinz*, München 2008, S. 168.

⁸²⁾ Vgl. L. G. zu Dohna, *Die Dohnas*, S. 633.